

# 福岡県公報

平成十七年五月九日  
第二千三百八十四号  
増刊 ①

則第三十二号)の一部を次のように改正する。  
様式第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則(第四十八号)

○福岡県化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年五月九日

(生活衛生課) 一

## 規則

福岡県知事 麻生 渡

### 福岡県規則第四十八号

福岡県化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(福岡県化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 福岡県化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則(昭和五十九年福岡県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号、第八条第三項第一号、第九条第一号並びに第十二条第二項第二号及び第三号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第二号、様式第九号及び様式第十号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成四年福岡県規

発行  
福岡県市  
(博多区東公園七番  
総務部行政経営企画課)

販印  
壳刷  
株福岡市  
式市東区箱  
会社崎ふ  
川頭六島  
丁目弘文  
番文四  
二社号

定価  
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)